

## 平成26年第13回臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成26年11月28日（金曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	11月28日 10時01分 島袋義範議長宣言			
閉 会	11月28日 12時00分 島袋義範議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	島 袋 義 範 議 員	7	渡久地 政 雄 議 員
	2	島 袋 勉 議 員	8	亀 里 敏 郎 議 員
	3	山 城 善 彦 議 員	9	知 念 一 邦 議 員
	5	内 間 広 樹 議 員	10	名 嘉 實 議 員
	6	仲宗根 清 夫 議 員	11	内 田 竹 保 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島 田 勝 雄 君 主 査 山 城 佐 百 合 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	内 間 常 喜 君
	建 設 課 長	並 里 晴 男 君	教 育 行 政 課 長	大 城 強 君
	農 林 水 産 課 長	知 念 吉 久 君	会 計 管 理 者	知 念 弘 和 君
	農 林 水 産 課 参 事	宮 里 政 喜 君	公 営 企 業 課 長	西 江 正 君
	福 祉 保 健 課 長	金 城 和 廣 君	商 工 観 光 課 長	東 江 民 雄 君
	福 祉 保 健 課 参 事	亀 里 裕 治 君	政 策 調 整 室 長	宮 城 弘 和 君
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 里 正 邦 君	住 民 課 長	西 江 忍 君
総務課長補佐	新 城 米 広 君			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成26年第13回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

平成26年11月28日（金）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（9番 知念一邦・10番 名嘉 實）
第2		会期決定の件
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5	議案第78号	伊江村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
第6	議案第74号	平成26年度伊江村一般会計補正予算（第5号）
第7	議案第75号	平成26年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）
第8	議案第76号	平成26年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第9	議案第77号	平成26年度伊江村水道事業会計補正予算（第2号）

## ○ 議長 島袋 義範 君

ただいまから、平成26年第13回伊江村議会臨時会を開会いたします。

(開会時刻10時01分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって9番 知念一邦議員、10番 名嘉 實議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告が、お手元に配りました写しのとおり提出されております。

次に、私の主な出張について報告をします。

10月21日、飲酒運転根絶県民大会が沖縄市で行われ参加いたしました。

10月29日、第30回記念やんばる産業まつりの感謝状授与式が名護市労働福祉センターで開催され、出席いたしました。なお、産業まつりは台風19号の影響により、中止となっております。

11月7日、沖縄県畜産共進会が糸満市の南部家畜市場で開催され、経済・公営企業常任委員の皆さんとともに、畜主を激励してまいりました。

11月11日、第33回離島振興市町村議会議長全国大会が東京のホテルフロラシオン青山で開催され、出席いたしました。

11月12日、第58回町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催され、出席いたしました。

11月13日から14日まで、北部議長会による視察研修が山形県・新潟県で行われ、参加いたしました。

11月15日、離島フェア2014が、那覇市のセルラーパーク那覇で開催され、総務常任委員の皆さんと、村踊りを披露した東江上区の皆さんを激励してまいりました。

11月16日、第38回伊江村郷友会大運動会が南風原町の南風原小学校グラウンドで行われ、参加いたしました。

11月20日、暴力団追放沖縄県民大会が沖縄市の沖縄市民会館大ホールで行われ、参加いたしました。

11月25日、さとうきび政策確立沖縄県農業代表者大会が南風原町で行われ、参加いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。村長 島袋秀幸君。

## ○ 村長 島袋 秀幸 君

おはようございます。平成26年第13回伊江村議会臨時会を招集しましたところ、全議員の出席を賜り、まことにありがとうございます。それでは行政報告をさせていただきます。

初めに1点目、老人・婦人スポーツ大会の開催について。第41回老人・婦人スポーツ大会を10月26日、ミースィ公園で開催し、さわやかな秋空のもと300人余が参加、なごやかな楽しい1日を過ごしております。開催に御協力いただきました老人クラブ並びに婦人会など、関係団体に感謝を申し上げたいと思えます。

2点目、沖縄県畜産共進会の開催と成績について、報告を申し上げます。平成26年度沖縄県畜産共進会が11月6日、7日の両日、南部家畜市場で開催をされ、村からは北部代表として8頭が出場し、4頭が入賞い

たしましたが、惜しくも団体賞は逃しましたが、成雌2類でカダ原畜産所有のたまご号が見事、農林水産大臣賞に輝いておりますので、御報告をさせていただきます。これまでの畜主をはじめ、関係者の皆さんの御協力に感謝を申し上げるものでございます。なお、お手元に成績表を配付しておりますので、後ほどごらんいただきまして、畜主のほうを激励いただければと思います。

3点目、村民俗芸能発表会の開催についてでございます。各区輪番制によります村民俗芸能発表会が11月8日、村の改善センターにて開催をいたしました。今年度は東江上区が担当で、16年ぶりに上演する組踊り立山をはじめ、二才踊り31演目が披露されております。具志川豊秀の実行委員長をはじめ、役者及び関係者の皆様のこれまでの御労苦に対し、敬意と感謝を申し上げます次第でございます。

4点目、離島フェア2014の開催についてでございます。11月14日から16日までの3日間、沖縄セルラーパーク那覇において、離島フェア2014が開催をされております。その中でTAMAレンタ企画の伊江島小麦チップス「ケックン」が優良特産品優秀賞を受賞し、イエラムサンタマリアケインシロップが特別賞に輝いております。伊江島物産センターは5年連続の受賞ということでございます。島からは離島食堂やテナントにも8業者が出店し、15日は東江上区の民俗芸能が披露され、会場に花を添えていただいております。関係者をはじめ、出店業者の皆さんの御協力に対し、心から感謝を申し上げたいと思います。

5点目、伊江村郷友会親睦運動会の開催について、御報告をいたします。伊江村郷友会大城友宏会長による恒例の親睦大運動会が11月16日に南風原小学校において行われ、多くの会員や郷里伊江島からも各区長はじめ、多くの皆さんが参加し、各競技に熱戦を繰り広げるとともに、相互の親睦と交流を深め、大盛況のうちに終了をしております。今年は西江上区が優勝旗を手にしております。

6点目、沖縄県たばこ耕作組合表彰についてでございます。平成26年度の葉たばこ生産優良耕作者、並びに団体の表彰式が11月19日那覇市内のホテルにおいて開催され、沖縄県知事賞に川平区の島袋利次さんが表彰され、また優良耕作者に川平区の福地栄さん、宮里宏明さん、奨励賞に東江前区の知念正和さん。総販売代金取得者に川平区の安里清博さん、優良総代区に川平総代区が選ばれ、あわせて沖縄県農林水産部長賞を受賞しております。受賞された皆様の御活躍に心からお祝いを申し上げ、また今後ますますの御活躍を祈念申し上げたいと思います。

7点目、私を含めまして、三役の県外出張について、御報告をさせていただきます。10月22日から24日に開催された「港づくり全国大会」に副村長を出席をさせ、あわせて沖縄県とともに県選出国會議員、並びに国土交通省、港湾局及び内閣府へ要請活動を行っております。

次に、私が10月22日から24日、東京並びに神奈川県で開催をされました全国漁港大会に沖縄県漁港協会理事として出席をいたしました。その後、大会終了後、県選出国會議員に要請を行っておりますので、御報告をさせていただきます。

11月13日から15日に、東京で行われました全国過疎地域自立連盟定期総会に副村長を代理で出席をさせております。その後あわせて北部振興対策室とともに、現在伊江村で事業を実施をしております北部振興事業の北部連携促進事業の進捗状況について、説明をしておりますので、御報告をさせていただきます。

それと私が11月19日に、東京のNHKホールで開催をされました全国町村長大会に出席をいたしました。その出張中の20日に防衛省を訪問し、これまでの各事業のお礼と今後のもろもろの事業の実施に向けての特段の御配慮をお願いをいたしました。なおまた11月24日から27日にかけて、JAおきなわが主催をしております北部畜産振興トップセールスに参加をいたしまして、東京、神奈川で出張をいたしました。今回訪ねた購買者は、横浜の栄牧場、小野ファームを25日に訪ねております。翌26日は鹿児島県の野崎畜産の東京食肉市場で開催をされました沖縄県和牛枝肉共励会に出席をいたしまして、その中で最優秀賞で、伊江村のこの沖縄枝肉共励会には12頭が出品をされましたが、その中の3頭が伊江島産の牛でございます。そう

いう中で、最優秀賞が西江上の山城善彦さんから購買された牛で、非常に高価格で売れまして、2,599円ということで、多分この参加は、この日行われた共励会で最高額だというようなお話を聞いて、非常に力強く感じながら帰ってまいった次第でございます。

じゃあ最後に、建設事業執行状況報告について、御報告を申し上げます。先の10月14日臨時議会後の公共事業の執行状況は、配布した資料のとおり工事6件、委託業務8件、備品購入1件、合計15件を執行いたしましたので、御報告をさせていただきます。以上で行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

以上で、行政報告とさせていただきます。ありがとうございます。

#### ○ 議長 島袋義範君

以上で村長の行政報告は終わります。

日程第5 議案第78号 伊江村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副村長 名城政英君。

#### ○ 副村長 名城政英君

それでは議案第78号 伊江村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由について、提案理由並びに改正内容についての大まかな改正内容について、御説明をさせていただきます。まず提案理由ですが、国の人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告に基づいた本村職員等の給与改定と、医療職員の給与整備を行う必要があるため、本条例の一部を改正したいというのが提案理由でございます。

今回の改正の手法でございますが、従前の例によりまして、2段ロケット方式、この2段ロケット方式と申しますと、1つの条例を二度に分けて改正する方式ということですが、つまりひとつの条例を2条に分けて改正する。改正する事項が施行期日が異なるために、再度改正をする必要がある場合には、このような施行期日によって、改正グループごとに条を設けて改正する方式と。つまり今回今年度、平成26年度4月にさかのぼって、給与を改定するんですが、翌年度また27年度4月には、また給料を引き下げするというように、今回の後ほど条例説明をします。そういった内容になっていきますので、あわせて施行期日が違うんですが、あわせて今回2段ロケット方式という方式でもって、条例を改正しますよと。というようなことが2段ロケット方式と理解をしていただければ、大まかにそういう感じであります。

また今回、条例の中身ごらんになったと思いますが、職員の給与に関する条例、そして特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、そしてもうひとつは、伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、この3つの条例を一括して改正をしてございます。これはこの手法によりましては、沖縄県発刊の法規事務の手引き、あるいは第一法規の指導によりまして調整をして、2以上の2つ以上の条例を改正する。一括して改正する方法ということで、そのような規定に基づいて、一括して3つの条例を同時に改正してありますので、よろしく願いをいたします。のちほど細かい説明を、総務課長から条例の中身やりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それではまず、皆さんのお手元にお配りしてある資料ですが、平成26年度給与等に関する報告及び勧告の骨子抜粋という資料がございますが、そこに今年の人事院、沖縄県人事委員会勧告のポイントを申し上げますので、その勧告の骨子をごらんいただきたいというふうに思います。

まず本年の勧告のポイントですが、月例給の公民格差0.24%を解消するため、月例給を引き上げます。というのが第1点目でございます。月例給につきましては、7年ぶりの引き上げということでございます。

2点目は、期末勤勉手当いわゆるボーナスですけれども、民間の支給割合を踏まえ0.15月分引き上げますというのも2点目のポイントでございます。これはボーナスは9年ぶりの引き上げということでございます。

それから3点目には、平成27年4月1日より、給与制度の総合的見直しを実施します。ということで今回、平成26年度の4月に遡及もありますが、平成27年度4月からの給与の制度についての条例の改正も行いますということでございます。つまり平成27年度についてはまた引き下げてくると、月例給を。この内容でもございます。

さらに今回、伊江村立診療所に勤務する医療職員の給与整備を行う必要があるために、本条例を提案してございますので、よろしく願いいたします。なお、条例の中身については、総務課長から説明させたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上で提案の理由とさせていただきます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

それでは体制内容につきまして、私のほうから御説明申し上げますが、その前に、議案のほかに資料、1条から8条までの一部を改正する条例新旧対照表というのがA4の横書きがあると思います。ございますか。それを大変、恐縮なんです、これを各条ごとにページが打たれていまして、1ページが何枚もあるんですね。それでこれひもを少しゆるめていただくか。それからもう抜き取っていただいて、しっかりとこの表題の1条 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表というように表題が見えるようにしていただくと、こちらからその何ページということで申し上げはしますけれども、そのほうがわかりやすいかなということなので、よろしく願いしたいと思います。議案とともに、この新旧対照表もごらんいただきます。よろしく願いします。

それと前もって、この資料の1ページ、1条の伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表の少し訂正をよろしく願いします。18条の左側の改正後なんです、18条の2第1項の1、3行目ですね。第5項の規定に基づくという文字があります。その後の勤務を要しない日、または休日という言葉がございまして、これは消していただきます。3行目です。

そしてその2つ下、左側に「という。」(丸括弧がありますが、この(丸括弧の外に、鉤括弧を入れていただきます。よろしく願いします。これは上から続くもので、必要であります。

そして右側の改正前でございまして、18条の2、1項で3行目、5項の規定に基づく勤務を要しない日、または休日、勤務を要しない日、または休日に下線を引いていただけますでしょうか。ということで訂正をよろしく願いいたします。

まずは条例の、議案の1ページをめくっていただきまして、ページをふってございますが、1ページ目をお開きください。伊江村職員の給与に関する条例、いまの新旧対照表は今、訂正した場所でございます。伊江村職員の給与に関する条例の一部改正といたしまして、1条においては、管理職員特別勤務手当の改正となっております。災害への対処等、臨時緊急の必要により、平日深夜、午前0時から5時の間に勤務した場合、1回6,000円を上限として支給するとした内容でございます。条文18条の2第1項中「勤務を要しない日又は休日」を「週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)」に改め、同条第2項を次のように改める。という改正でございます。

2項におきましては、前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には管理職特別勤務手当を支給する。としております。

18条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3項 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合、同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める

額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

（2）前項に規定する場合の同項の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める。としてございます。

同じページの2条でございます。2条におきましては、先ほど副村長が説明申し上げましたが、勧告のポイント1. 例月給の月例給の公民格差0.24%を解消する。ポイント2. 期末勤勉手当の民間支給割合を踏まえた0.15月の引き上げについて、規定しております。新旧対照表は、次の2条関係の1ページ目をお開きください。21条は勤勉手当を規定してございます。21条2項中100分の67.5、100分の82.5に改める。とし、別表第1行政職給料表、別表第2医療職給料表を規定してございます。ちなみに新旧対照表では医療職給料表は7ページでございます。議案が飛びますけれども、給料表が間に入りますので飛びます。

議案の15ページをお開きください。給料表のほう飛ばします。第3条新旧対照表、3条関係となります。3条関係の1ページ目ですね。よろしくお願ひします。第3条伊江村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第21条第2項中「100分の67.5」を「、100分の75」に、「100分の82.5」を「、100分の75」に改める。とし、第2条での0.15月分の引き上げ分を6月、12月に0.075月分ずつ振り分けて支給割合を0.075月分として均一化するという条例の改正になっております。また勧告のポイントで申し上げました国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告と諸事情を総合的に勘案し、1級、2級の若年層を据え置いて、3級以上の職員の月額を引き下げるとして、別表第1行政職給料表を改めるとともに、医療職員の給与整備に伴い、別表第2医療職給料表2を改め、ウ医療職給料表（2）級別標準職務表に4級を追加した規定でございます。

また飛びますが、25ページをお開きください。4条関係でございます。新旧対照表は4条関係のページをお開きください。第4条伊江村職員の給与に関する条例の一部改正におきましては、医療職給料表（1）の整備が必要となったことによる一部改正で、医師の職に5級を新設してございます。これは診療所の医師の号給が頭打ちになったための改正でございます。

また、別表第3第1項イを次のように改めるとし、（1）級別標準職務表に5級を新設してございます。新旧対照表である5ページ目にあたります。

また飛びますが29ページをお開きください。新旧対照表は5条関係というのがあるかと思ひます。5条から8条におきましては、特別職の職員で常勤のもの期末手当、村議会議員の期末手当の支給率に関する改正でございます。第5条特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。第4条第2項中「、100分の155」を「、100分の170」に改める。

第6条では、同じく特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。第4条第2項中「、100分の140」を「、100分の147.5」に、「、100分の170」を「、100分の162.5」に改めるもので、100分の15の引き上げ分を6月と12月に、100分の0.75ずつ振り分ける改正となっております。新旧対照表である6条の1ページですね。

次に7条関係、7条におきましては、伊江村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。第5条第2項中「、100分の155」を「、100分の170」に改めるものでございます。

8条におきましては、同じく伊江村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、第5条第2項中「、100分の140」を「、100分の147.5」に、「、100分の170」を「、100分の162.5」に改めるもので、100分の15の引き上げ分を、6月と12月に100分の7.5ずつ振り分ける改正となっております。

附則でございます。同じく29ページですね。附則の第1条で（施行期日等）を規定しております。この条例は交付の属する月の翌月の初日、交付の日が月の初日であるときは、その日から施行する。つまり12月1

日とするものでございます。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。初日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(1) 第4条の医師の給料表の改定規定を、平成27年1月1日施行。(2) 第1条管理職員特別勤務手当、第3条平成27年度の勤勉手当の振り分けと行政職給料表及び医療職給料表に6条特別職の期末手当支給率振り分け及び第8条議員の期末手当支給率振り分けの改定規定について、平成27年4月1日施行。2項では、第2条の規定(伊江村職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第21条第2項の改定規定を除く。附則第3条において同じ。)による改正後の給与条例(附則第3条において「改正後の給与条例」という。)の規定、これはつまり給料表のことを申し上げております。及び第5条特別職の期末手当の支給率の引き上げ及び第7条議員の期末手当支給率引き上げの規定は、平成26年4月1日から適用する。というものでございます。

附則の第2条、2条につきましては、適用日の以前に、職員が昇格と職務の級に異動があった場合の給与額の不均衡について、村長が必要な調整を行うことができるとした規定でございまして、第3条(給与の内払)これにつきましては、給与表の改定による遡及適用に伴う、既に支給を受けた。これまで支給を受けた給与については、内払いとみなすという規定でございまして、第4条(切替日前の異動者の号給の調整)これにつきましては、適用日の以前に職員の昇格等、職員の給与に異動があった場合の給与の不均衡について、村長が必要な調整を行うことができるとした規定でございまして、第5条(号給の切替に伴う経過措置)これにおきましては、激減緩和ということで、平成30年3月31日までの間、激減緩和を図るため、人事院勧告に準じて、現給保障をするというものでございまして、調整額として現給保障をすることになってございまして、2項におきましては、1級、2級の若手職員が支給される号給なんですが、現給保障のある職員、先ほども申し上げましたが、現給保障のある職員とない職員で給与の不均衡が生じた場合は、規則に準じた額を支給することができるというものでございまして、3項におきましては、新採用職員の経験年数に応じた給与の支給を規則において定めるものとした規定でございまして、4項におきましては、現在調整額を支給されている医師の現給保障を行う上での給与月額のとらえ方を規定してございまして、

第6条(規則への委任)附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。としてございまして、

本条例改正に伴う給与改定につきましては、職員団体に説明をいたしまして、了承を得ての提案であることを付け加えさせていただきます。

以上で、議案第78号 伊江村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由並びに改正内容について、御説明させていただき、議員の皆様の御質問にお答えいたします。よろしく申し上げます。

## ○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第78号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第78号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第78号 伊江村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第78号 伊江村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第74号 平成26年度伊江村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

それでは議案第74号 平成26年度伊江村一般会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げたいと思います。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億1,936万4,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

なお詳細にわたりますは、事項別明細書をもって、各担当課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

歳入の1ページをお開きください。16款2項1目1節、細節番号53. 地方バス運行対策補助金51万1,000円の増額につきましては、バス会社からの申請額に対する県負担分の増額補正でございます。村51万1,000円の増額でございます。

次のページ、歳入の2ページ、16款3項1目5節、細節6. 衆議院議員選挙事務委託金につきましては、12月2日公示、12月14日施行の衆議院議員選挙の事務委託金を269万4,000円、補正増するものでございます。

歳出に移ります。歳出の1ページ、歳出の説明に入ります前に、各款の共通事項といたしまして、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、先ほど議決いただきました人事院勧告等に伴う給与に関する条例等の一部改正によるものでございまして、各課における現職員数で積算した人件費を計上してございます。特に説明を必要とするもの以外は、説明を省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

1款1項1目議会費におきましては、23万5,000円の増額補正でございます。11節需用費の細節1. 消耗品7万円の補正につきましては、議員改選等による事務消耗品として増額するものでございます。

2ページ、2節、3節、4節につきましては、割愛させていただきまして、11節需用費、細節103. コンピューター修繕料につきましては、堆肥センターの無線アンテナが台風19号で破損したため、ADSL回線に改修、修繕するための費用として70万円の増額補正をお願いいたします。19節負担金補助金及び交付金、細節118. 地方バス運行対策補助金150万4,000円の増額補正につきましては、バス会社からの申請と県の交付内示による増額補正でございます。2款1項4目財産管理費、25節細節101. 財政調整基金積立金におきましては、本補正予算による歳出の増額に伴う財源調整として、3,076万4,000円を減額措置するものでございます。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

5目企画費の32万6,000円の増額につきましては、給与改正に伴う補正増額でございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並 里 晴 男 君

7目レク広場関連費に100万円の補正増でございますが、これは台風19号の被害に伴いまして、村民レク広場の周囲のフェンス、そして管理交流棟の2階の自動ドアが破損していることに伴いまして、11節需用費100万円を計上してございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

8目北部振興事業につきましては、救急患者搬送船整備事業費の組み替えでございます。15節工事請負費、18節備品購入費の517万円の増減措置費でございますが、救急患者搬送船に搭載いたします医療機器を高規格救急車などに積載しております耐震性、耐久性にすぐれた高度救急措置用医療機器に仕様を変更いたしまして、輸送時により高度な救急救命医療措置に対応可能な態勢を図るための組み替え補正でございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

3ページ、4ページにつきましては、人件費でございますので、説明を割愛させていただきます。

5ページでございます。2款4項6目衆議院議員選挙費におきましては、歳入でも申し上げました12月14日執行の衆議院議員選挙の事務費を計上するものでございます。1節報酬、細節101. 投票・開票管理者立会人報酬として11万8,000円。7節賃金、細節1. 臨時職員賃金として60万円の補正増、8節報償費、細節101. 事務従事者報償として59万2,000円、9節旅費で22万9,000円の増額補正でございます。内訳としましては、細節1. 費用弁償として16万円、細節4. 普通旅費として2万2,000円、細節101. 委員普通旅費として4万7,000円でございます。11節需用費では31万円の増額補正で、内訳といたしまして、細節1. 消耗品費として15万円、細節2. 燃料費として1万円、細節3. 食糧費として15万円の増額補正でございます。12節役務費につきましては、38万円の増額補正で、内訳といたしまして、細節1. 通信運搬費として30万円、細節2. ポスター掲示場設置手数料として8万円、14節使用料及び賃借料につきましては、31万5,000円の補正で、内訳といたしましては、細節1. 自動車航送料等として1万5,000円、細節8. 借上料として30万円。16節原材料費につきましては15万円。細節も同額でございます。合計269万4,000円を新たに補正する措置でございます。

次、歳出6ページでございます。2款6項1目監査委員費、9節旅費、細節4. 普通旅費におきましては、北部地区監査委員研修旅費として、委員2名、職員2名分の旅費、さらに委員出張時に台風が襲来いたしまして、フェリーの欠航による延泊旅費の計上による9万7,000円の増額補正をお願いいたします。

次の歳出7ページ、2款7項1目11節需用費、細節6. 修繕料におきましては、台風で破損したカーブミラーの修繕費用として33万4,000円の補正増でございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

歳出8ページをお願いいたします。3款1項1目、2目、6目につきましては、総務課長からありましたとおり、今回の給与改定による増額でございます。4目国民健康保険会計繰出金48万1,000円の増額補正は、今回の給与改定に基づきます人件費等を繰り出し、国保特会の一般管理費に充当したいと思っております。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課参事 宮里政喜君。

○ 農林水産課参事 宮里 政喜 君

飛びまして、歳出12ページの農林水産業費まで飛びますけれども、その間につきましては、人件費ですので、説明を省略させていただきたいと思います。なお、農林水産業費につきましても、農業委員会費、農業総務費、農地費につきましては、人件費の補正でありますので、省略させていただきたいと思います。

まず10目の堆肥センター運営費の11節需用費修繕費の570万1,000円の補正でございますけれども、去った台風19号によりまして、天日干し場の屋根のフィルムが、約125平米ほど被害を受けております。その修繕費として計上してあります。

それから12節の役務費につきましては、先ほど総務課長からありましたように、堆肥センターのADSLの電話回線を引くために、この使用料として、2万2,000円を計上してあります。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江 民雄 君

歳出15ページをお開きをお願いいたします。7款1項1目商工総務費、3節職員手当等につきましては、職員の異動により増額の予算を計上しております。2目商工振興費、細節1.報酬につきましては、観光キャラクターの選定委員の報酬が、当初計上しておりませんでしたので、追加して計上してございます。11節需用費につきましては、今回、台風19号の影響によりまして、損壊しましたリリーフィールド公園の修繕150万円、それと野球場の照明、それと分電盤130万円、そして野球場フェンスと売店の修繕で75万円の合計355万円を計上してございます。3目にはにくすに関連費につきましては、はにくすにホールのクーラーの修繕料といたしまして50万円計上してございます。先ほど、台風19号ということに改めて説明したいと思しますので、よろしくをお願いいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里 晴男 君

歳出16ページは、給与改正に伴いますので、省略させていただきます。

歳出17ページ、8款2項道路維持費の200万円、14節使用料及び賃借料の200万円の計上でございますが、これも台風19号によりまして、北海岸の農民道場から北へ行くところの、そして釣り場と言われている場所ですね。その釣り場に行く場所のほうの階段が崩壊していますので、そのところをこの重機使用料で改修をしていく予定でございます。そのための計上でございます。

次の18ページをお願いします。8款3項1目住宅管理費200万円の計上ですが、これも台風19号の被害によりまして、城山団地、西崎団地それぞれの給油等、湯沸かし器、そのほうの被害が出ていること。それから西崎団地のフェンスの倒壊がございましたので、その被害に遭っているための被害の対策の修繕料でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

教育行政課長 大城 強君。

○ 教育行政課長 大城 強 君

歳出20ページをお願いいたします。教育費関係でございます。歳出20ページから歳出の25ページまでの補正でございますが、先ほど総務課長からありました給与改定に伴う補正の増額でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入、16款県支出金。〔「進行」の声あり〕

進行します。歳出款ごとに質疑を許します。1款議会費。〔「進行」の声あり〕

2款総務費。〔「進行」の声あり〕

3款民生費。〔「進行」の声あり〕

4款衛生費。〔「進行」の声あり〕

6款農林水産業費。7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地 政 雄 議員

12ページの10目堆肥センターの運営費の11節需用費の修繕費なんですけれども、台風19号の影響で約12.5平方メートルのビニールが被害に遭ったということなんですけれども、また堆肥センターがまだ新しいほうで、ほかは若干の結構な台風被害があるんですけれども、この堆肥センターについては、保険補償とかはないんですか。

○ 議長 島 袋 義 範 君

農林水産課参事 宮里政喜君。

○ 農林水産課参事 宮 里 政 喜 君

ただいまの質疑にお答えいたします。堆肥センターにつきましても、建物災害共済に加入しておりますので、この修繕費の通常ですと半分ぐらいの割合で保険の適用は可能であります。それにつきましては、修繕を終わらして、修繕費が確定して、保険の手続を済ませまして、ある程度金額がはっきりしましたら、またその時点で歳入の補正の手続をしていきたいと考えております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地 政 雄 議員

この半額ぐらいというようなことを言っているんですけれども、じゃあ1,000万円ぐらい実は予算額としては、計上されているわけですか。これはこれだけでできるという補償を引かれた額で、普通だったら1,000万円もかかるということですか。

○ 議長 島 袋 義 範 君

農林水産課参事 宮里政喜君。

○ 農林水産課参事 宮 里 政 喜 君

ただいまの質疑にお答えします。修繕費が計上よりももっとかかるのではないかとこの質疑なんです、ここに計上してありますのは、今回の修繕にかかる経費を計上してございます。その経費のうちの約半分ぐらいが、保険の適用は可能だろうと見ております。なお、額については、実際修繕をして、はっきりしないと、そこら辺の手続関係がありますので、何とも言えないんですが、修繕費今回の修繕に要する経費、総額が570万円ぐらいだということでの予算計上であります。

○ 議長 島 袋 義 範 君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀 里 敏 郎 議員

6款の農林水産業費の3項水産業費に関連しまして、質問させていただきます。本来なら一般質問で取り上げるべきことだと思いますが、議会議員として住民の声を即刻、迅速に反映させるのも、私ども議員の職務だと思って質問をしますので、ひとつよろしく願いをいたします。

御承知のとおり、去った11月18日開催予定の臨時議会の取りやめは、伊江漁協の製氷冷蔵施設工事に関する入札参加者が辞退したためとなっています。そこで両者が辞退した理由の詳細と、当事業の採択から入札までの経緯、そして入札時点での工事工程、そして供用年月日を日付を示し説明をいただきたいと思ひます。

また伊江漁協として、当事業にかかわって、何らかの不手際でもあったか伺ひます。よろしくお願ひします。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

ただいま亀里議員からありましたとおひ、入札辞退ということで製氷施設の工事入札が不調に終わりました。その件の理由につきましては、工期が足りないということでの短いということでの理由でございます。それからそれまでに至った経緯等については、現在詳細の資料を持っておりませんので、後ほど、お答えさせていただきますと思ひます。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

漁協としては、瑕疵があったかどうか、不手際があったのか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

いえ、そのようなことはございません。不手際によるものではございません。はい。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

わかりました。漁協には不手際のないことを確認して安堵しております。実は組合長からも漁協組合からも「敏郎議員、これは一日も早く、一刻も早く解決すべき案件だ」ということを強く要請を受けての、きょうの質疑、質問ですので、あしからず。

まず今漁協の現状をきのう、担当と私、話をしてきました。したら従来までの漁協自前の製造氷を供給するときには1トン、1万2,000円します。こうして現在、3万5,000円です。価格のみならず、実際漁船へ積み込む作業能率、従来までは1トンを積み込むのに20分で済んでおります。しかし現在は、40分以上かかっております。そして時間がかかるにもかかわらず、職員が最後まで積み込み終わりますね。担当しなければいけません。といいますのは、75キロの1ブロックをいちいち、あのタワーにあげて、そして採掘する、氷を。そういう時間があります。ということは、他の今までは、他の業務をしながら、製氷積み込みには全く手をかけていません、職員は。カード1枚でできますので、そういう大変なことが起きております。それと業者に解体された業者に聞きます。先ほど課長は、工程表を提示できないというのは、残念です。私の間違いかどうかわかりませんが、実はきのう私は今回解体作業に携わった金城土建と意見を聞いてまいりました。恐らく工期は平成27年4月に終わらなければいけないということでした。したら、まだまだ入札もされていない段階ですよ。そして一番気をつけなければいけないのが村長、漁協が自前の氷の製作を中止したのが、9月10日なんです。これまでも全部すべて買い取って、これは那覇のリウスイという会社の角氷を買い取ってやっています。その間に、皆さんの先ほど工期が短いということでした。私が聞いたかったの

は、工程をこういう事業の経緯についても、聞いたんです。ひとつの事業の経緯ですね。事業採択から入札する時点まで行程があつて初めて、入札も付することできるんじゃないですか。そういうことをしないで、私は質問に困るんですけども、もし私の質問が間違っていなければ、皆さんはすごい行政としての瑕疵を指摘せざるを得ません。私今言った、漁協が自前で氷をつくる業務を休止したのは、9月10日から15日の間からもう休止をしているわけです。そして供用年月日を、これを業者から推測しますと27年4月とっています。これ現場解体から撤去したんです。既存の製氷施設を壊して、撤去してから10月14日、もう既に1カ月も経っているんです。ということで皆さん、この入札の成立しない状態、放置しておいた。恐らくこの事業は、皆さんがそういう工期の件で、工期の件で入札が不成功に終わるということを推測できなかったということです。私はすごく残念で仕方ありません。

私は最初の漁協長の仕事は、あの製氷のつくりでした。崩壊されて一抹の歴史を感じましたけれども、皆さん2つ聞きましょう。推測できなかったか。そして、落札が入札が不成功に終わった時点で、どういう皆さんは行動をとられたか、お伺いします。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えいたします。私のちょっと答弁が悪かったかもわかりませんが、詳細について工程表等について「出せない」ということではなくて、現在、細かい資料を持っておりませんので、後ほど答弁させていただきたいということ、申し上げたつもりでございました。大変失礼しました。

それと、この工事について伸びることが推測できなかったのかということですが、あらかじめ予定していた6カ月の工期を想定はしておりましたが、交付決定やそれに解体工事等で少しずつ遅れがありまして、約4.5カ月の工期をもって、入札に付したということですが、その4.5カ月では、業者といたしましては、日程的に短くてできないということでの事態でございました。その推測が甘かったという点は反省をしております、それをもって不調がありましたので、すぐ県総合事務局と今調整をしている状況でございます。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻11時10分)

再開します。

(再開時刻11時30分)

休憩前に引き続き、6款農林水産業費。

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

先ほどは、やがて行政も私も熱くなるころでしたけれども、その辺で御要請をしておきたいと思います。この件につきまして、漁協には全くの落ち度といったら余計、悪いんですけども、この事務的落ち度もなかったということです。そして、伊江村としてもなかった。一番悪いのが国だという認識はしておりますから、こういう3カ月から4カ月間、工期が延びるという現実もう避けられない事実でございます。

そこで、行政への要望として、この当初の計画から現在の計画、そして官僚との間のずれが生ずる。その間のこの氷の代金についての組合員への助成はどう考えておりますか。

それと2点目は、漁協職員がすごい多忙なんです。一番忙しい時期ですから、職員1人ではつきっきりなんです。氷詰め込みのときは、そうするとどうしても、職員を増員しなければいけない状況が続くんじゃないかと思いますが、その辺の助成について、行政としてどういう見解かをお伺いして、私の質疑を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

ただいまの亀里議員の御質疑にお答えする前に、本村で初めの入札、全業者入札辞退というような状況になったという部分は非常に、私たちにとっても初めての経験で、なおかつそういう最近の公共事業を取り巻く情勢の中で、伊是名村、伊平屋村においても、特に建築においては、入札不調が起こっているという部分を聞いておまして、伊江村においては、そういうことがないようにという部分で、ずっと公共事業の発注については、役場、建設課中心あるいは担当課中心に、その辺は一生懸命、そういうことで取り組んできたところでございます。

今回のこの辞退においては、本当に残念なことではあります、そういう部分で工期的に物理的な部分で、どうしても責任を持ってないという部分の工事については、指名した業者の中で、品質の確保あるいはこの期間内で工事が到底、無理だという部分のこれは業者にもその辞退する権利がありますので、そこはそこ了として、今後に備えていきたいと思っております、そういう中で組合の中で、これまで私も組合長とずっとこの辺、氷の搬入、あるいは組合員への氷の支給といいますか。販売はどのようにするかというのを何回もお話もさせていただきましたが、そういう話の中で、私は理事会、組合員を通じて、老朽化したそういう製氷施設を、今回村の事業において、新しく改築をするという部分で組合員の総意として、その間は我慢しましょうねという部分は、組合員の総意としてみんな持っている。これ私は組合長からそういうお話を聞いているところでありますので、若干これは村も組合員にも、その事業の部分についての不手際というのは、ほとんどないわけですが、ただその辺の部分はじゃあ3カ月超えたからその部分の氷代をどうにかできませんかということですが、これ人情的にはわかるとしても、それはこの改築をする最初の前提の気持ちに戻って、やはり老朽化した、そして今の現状に合わない氷の支給という、供給量という部分を改善をしたいという部分の組合員の意向を受けて、組合員の意向というのは、組合の意向ですから。受けて産地協議会を立ち上げて、そういう国の助成金を受けて、今回設計して発注ということですので、その辺はぜひ組合員の皆さんには、3カ月、事故繰りか債務負担かその辺の部分で、事業を執行する中では3カ月ほど伸びますが、ぜひその辺は理解をしていただきまして、組合の中で今後のいろんな方法を考案しながら、考案といいますか。話し合いをしながら、それに備えていただきたいと思っております。そういう中での直接のこの氷代の助成とか、そういう部分ではなくて、村として組合の中でその辺の部分でやる部分について、一緒になってやっていくという部分は、やぶさきかではありませんが、この個人の氷の部分に対して述べた氷代について、助成をしていくということは、ほかの事業とも相当の関連性がありますので、これはどうしてもできないと思っております。ただ組合の中で、今いる方法を改善する方法でどうにか、新しい方法があれば、その辺については、組合長はじめ理事の皆さんといろいろと意見交換をしたいと思っておりますが、直接の氷代の助成は、これは無理だと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長 島袋義範君

進行します。農林水産業費、別にございませぬか。

じゃあ7款商工費いきます。7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

2目の商工振興費の細節101. キャラクター選定委員報酬についてなんですけれども、それに伴い3点ほど質疑したいと思っております。

その選定委員は、現在これ何名で行ったのか。その中には、村内だけなのか。村外も入っているのか。まず1点。

そして今回、申し込みが何百種というか、何百の図案が申し込みがあったのか。今現在、10案の銘柄があって、また再度公募をやっているということなんですけれども、その決定は何月何日なのか。そしてもし完成した暁にはまたどのイベントから、いつから実施予定をしているか。その3点お伺いします。

○ 議長 島袋義範君

商工観光課長 東江民雄君。

○ 商工観光課長 東江民雄君

ただいまの御質疑にお答えいたします。選定委員につきましては、すべて村内の方を委員として選びます。副村長を委員長にいたしまして、議長、その他村内の関係団体、学校の先生を含めた関係団体の長がその選定委員として、21名の選定委員であります。申し込みにつきましては、先に申し込みしました621点の申し込みがございました。そして10月15日に第1回の選定委員会をしまして、その前に役場の中で選定した約30点ほどの中から、10点に絞り込みをいたしまして、11月10日から11月21日までの間に、インターネットの中の投票、そして各学校、公民館、役場、それから港のほう、その他に自治投票、学期の投票といたしまして、離島フェアや伊江村の郷友会の運動会等でも、投票をお願いいたしました。そしてその中で、5点ほど上位投票が高い5点ほどを、次回の選定委員会、今現在12月4日に計画してございますが、その中で最優秀賞、最キャラクターとして採用できるのを選定していただきたいと考えております。

そして、平成27年3月中でこのキャラクターを作成いたしますが、発表といたしましては、2月に行われますチューパンジャまつりでは、キャラクターの紹介ですね。優秀賞の紹介をいたしたいと。ただし、まだこのときにはキャラクター、ぬいぐるみはできておりませんので、2月のチューパンジャまつりの中で紹介をいたしまして、3月いっぱいでの着ぐるみ、ぬいぐるみを作成いたします。第1回目のそのぬいぐるみの発表は、マラソンでは、ちょっとマラソンランナーのほうがちよっと優先する中がありまして、このキャラクターを紹介するにはちょっと物足りないところがあると考えておりまして、第20回のゆり祭りの中で紹介をして大きくピーアールをしていきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

ひとつ誤解があると困りますので、先ほど課長が621点の中からはいろいろと選抜をして、役場の中という話がありましたが、621点の中から今委託している専門業者の方々に、例えばこの子どもたちがつくったキャラクターというのは、非常に似ているのがたくさんあるんですよ。ともあれどこの市町村に使われていたやつに、ちょっとだけ加えたとかというのがあるので、これはいろいろと問題が生じてきますから、その中から専門的な業者の目から見て、どこの市町村とも似ていないものなどを含めて50点ぐらい、絞り込んだものを第1回の検討委員会でまた絞り込みをしてきたということですので、621点をすぐさま役場の中で絞り込んだということではなくて、専門的な目から見て、ほかのキャラクターと似ないやつ、同じような形にならないようなものを、専門的な目で選んだやつを第1回検討委員会の中で選定をしてきたと。絞り込んだということも補足説明をしておきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

8款土木費。土木費ありませんか。〔「進行」の声あり〕

10款教育費。〔「進行」の声あり〕

歳入歳出一括して質疑を許します。

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

先ほどちょっと聞き漏らしまして、お願いいたします。

7目レク広場関連して、歳出2ページです。先ほど村民レク広場関連費で、台風によるフェンスの被害ということで、その補修に充てるということでありまして、それに関連しまして、皆さん御承知のとおり、向こう北側の道路は、もうほとんどモクマオウが枯死状態でありまして、枯れておりまして。それについてゴルフ場一帯もみんなそうなんですけれども、その植栽の計画等はどうなんでしょう。ひとつお願いします。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

ただいまの県道沿いのことですよ。この件につきましては、既に植栽計画をつくりまして、その植栽の樹種についても緑化推進指導員ということで、お二人の方も御相談をしながら、もう既に設計ができ上がりがりまして、12月8日ごろに今、入札をして、これ去年からの繰り越し事業なんです。繰り越しで時期を見て、植栽の時期もありますから、それを12月8日ごろに入札を予定をして、年度内でその植栽をしていきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 並里晴男君。

○ 建設課長 並里晴男君

ただいま副村長が説明をしたのは、ゴルフ場側の関連の工事の件でありまして、その件につきましては、先ほど村長の説明したとおりでございます。その北側の道路のほうに林帯というものにつきましては、この間北部の農林センターですか。農林センターの意見交換会のときに、一応はそのところの林帯の事業がないのかどうか。いろいろと意見を申し上げてきています。基本的にそこのほうは、林業事務所とか、以前にいろいろな植栽をしましたが、やはり生えなかった経緯がありますので、そのところにつきましては、また林業事務所のほうへ、一応は意見を申し上げている状況をこの前、確認しています。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

副村長、建設課長からも答弁がありましたが、一応は保安林に指定をされているものですから、これまでずっと海岸線の防潮、防風林については、ずっと県のほうに御要請を申し上げていますが、いかんせん県全体のこの林業の予算が非常にこう少なくなっている中で、なかなか厳しいという状況ではございますが、先ほど建設課長からもありましたが、先月北部の農林水産センターの所長をはじめ、各課長との行政懇談会で、特にこの辺の枯死木の撤去と、その辺の防潮、防風林の植栽を強く要請、去年もやりまして、今年もやっていますので、県のほうで事情はよく理解しているので、一生懸命取り組んでいきたいということです。今後とも機会をとらえて、早目にその辺の植栽、緑化ができるように取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

これと関連しますので、これまでも植栽事業については結構、ポット苗で植栽された経緯が多分、多いと思いますけれども、それについてはほとんど大きくなっても、根っこのほうが巻き付いて倒伏する事例が多々見られますので、今回米軍の施設、そこのほうで今回フクギが植栽されておりますけれども、あれは幹

回りがどうですか。20センチぐらいあるんですかね。そのぐらいのやつを根切りされたやつをちゃんと、3メートル置きぐらいに植栽されていて、それだと発育も順調に伸びるのかなと思いますけれども、そこらの樹種選定のときのこの木の大きさといいますか。そこら辺については、伊江村としてはどう考えていますか、ひとつお願いします。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えいたします。農地保全事業で植栽する植栽、樹木については、なかなかどうしても、大きければ成功といいますか。それも高いかとは思いますが、その中の基準では、通常50センチ程度のものというのがありまして、なかなか大きいのを植栽できないという現状がございます。先ほどあった根のほうのことも指摘がありまして、その辺の改善にも今、努めながら植栽をしていっている現状でございます。できるだけ予算、その基準の中でできるだけ成功率の高い植栽ができるように、検討はやっているところであります。

○ 議長 島袋義範君

お諮りします。ただいま議題になっています議案第74号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第74号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第74号 平成26年度伊江村一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第74号 平成26年度伊江村一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第75号 平成26年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第75号 平成26年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,313万6,000円と定めたいと思えます。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思えます。

なお詳細については、福祉保健課亀里参事より説明をさせたいと思えますので、よろしくお願いたします。

○ 議長 島袋義範君

福祉保健課参事 亀里裕治君。

○ 福祉保健課参事 亀里裕治君

御説明を申し上げます。4枚目の歳入1ページをお願いします。1款1項1目診療手数料161万6,000円の増額補正につきましては、上半期の実績から、細節2. 国保分の診療報酬の増額が見込めますので、歳出へ充当する補正計上でございます。

めぐりまして、歳出1ページ、1款1項1目診療所事務費、2節職員給料から2目透析センター事務費の

3節職員期末手当までは、今回の給与改正に伴う補正計上でございます。以上で御説明といたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第75号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第75号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第75号 平成26年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第75号 平成26年度伊江村診療所特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

12時が休憩になっておりますけれども、本日休憩を後にして議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

日程第8 議案第76号 平成26年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第76号 平成26年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,761万2,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細については、住民課長から御説明をさせたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江忍君。

○ 住民課長 西江忍君

歳入1ページをお願いいたします。8款1項1目一般会計繰入金48万1,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出の1ページ、1款1項1目一般管理費48万1,000円の増額補正は、今回の給与改定等によります2節給料、3節職員手当等、4節共済費等の増額補正でございます。

以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第76号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第76号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第76号 平成26年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第76号 平成26年度伊江村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第77号 平成26年度伊江村水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 島袋秀幸君。

### ○ 村長 島袋秀幸君

議案第77号 平成26年度伊江村水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいと思います。支出の21款水道事業費用、既決予定額1億8,777万6,000円で、補正予定額は組み替えで0でございます。計で1億8,777万6,000円と定めたいと思います。第3条で、予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり、補正をしたいと考えます。1項1号の職員給与費で、既決予定額1,609万7,000円に、補正予定額6万3,000円を追加いたしまして、1,616万円に定めたいと考えております。

詳細については、公営企業課長から御説明をさせたいと思います。

### ○ 議長 島袋義範君

公営企業課長 西江正君。

### ○ 公営企業課長 西江正君

御説明をいたします。2ページです。収益的収入及び支出の支出です。一般会計同様人事院勧告に基づき、給料、法定福利費を補正するものでございます。21款1項2目、配水及び給水費で、技術職員1名分、3目総係費で事務職員1名分をそれぞれ計上いたしております。4項予備費、1項への充当のための減額をいたしております。以上でございます。

### ○ 議長 島袋義範君

提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。収益的収入及び支出、一括して質疑を許します。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第77号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第77号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第77号 平成26年度伊江村水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第77号 平成26年度伊江村水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するも

のについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第13回伊江村議会臨時会を閉会いたします。御苦労さんでした。

(閉会時刻12時00分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき  
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 島 袋 義 範

署名議員（9番） 知 念 一 邦

署名議員（10番） 名 嘉 實